

事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について 「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」の改正 ～お知らせ～

令和4年5月
山口県

県では、建設工事等の発注事務に関し、公正性・透明性の一層の向上を図る観点から、事業者等から県職員に対して行われた「不当な働きかけ等」について、その内容を記録し、指名停止担当部局等に報告する制度を設置しています。

この度、働きかけに対するより強い抑止力とするため、制度を改正し、必要に応じて、働きかけの内容等を公表することとしました。

【制度の概要】

◆事業者等

- 入札参加資格業者等、県における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいいます。
- 「何らかの利害関係を有する者」には、直接的な利害関係を有する者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含みます。

◆不当な働きかけ等

- 建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為をいいます。
- 具体的には次に掲げる要求行為をいいます。
 - ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む)に関する情報漏えい要求行為
 - ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

◆「不当な働きかけ等」があった場合の対応

- 不当な働きかけ等について記録し、指名停止担当部局等に報告します。
- 当該記録は、山口県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となります。
- 必要に応じて、働きかけの内容等を公表します。

◆施行日

- 平成25年8月1日(令和4年5月18日改正)
※制度の詳細(山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱)については、技術管理課のホームページに掲載しています。
(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html)